海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革

- （「国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業実施要綱」
  令和6年3月1日 内閣府・出入国在留管理庁決定）

規制改革の内容

現行

日本語学校在籍の留学生が卒業後に就職活動を継続する場合、「在籍校で3年連続在籍管理が適切に行われていること※」という要件があり、要件を満たさない場合、優良学生であっても卒業後の就職活動のための在留が認められない。

※週28時間超の資格外活動などにより在留期間更新許可申請が不許可となった者などの問題在籍率（前年の在籍者数に占める問題在籍者の割合）が5%以下等であること。

特例措置

日本語学校が推薦する優良学生については、在籍校で直近1年間において在籍管理が適切に行われている場合、一定の要件の下、就職活動継続のための在留資格への変更を可能とする。

効果

海外の専門性に加え、日本で日本語力を身につけた優秀な留学生の就職促進、人手不足の解消、地域の国際競争力強化！

規制改革の概要

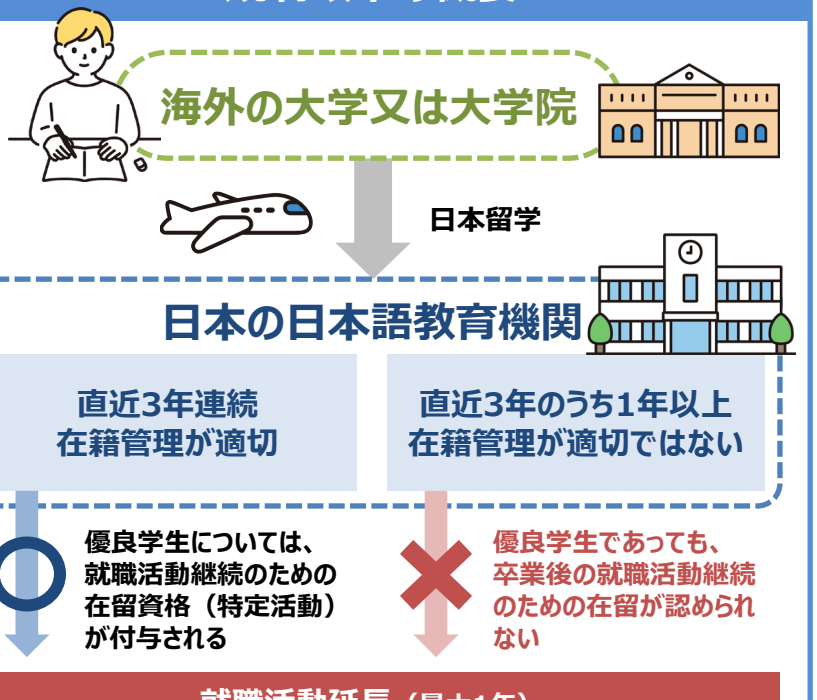

就職活動延長（最大1年）

措置の内容

特区自治体及び日本語学校の支援の下、直近1年間において在籍管理が適切に行われている日本語学校に在籍する優良学生に就職活動継続を認める

優秀な外国人材の日本企業就職の促進へ！